

事 務 連 絡
令和 6 年 12 月 19 日

岩手県
宮城県
福島県
石川県
仙台市

民生委員・児童委員主管課 御中

こども家庭庁成育局成育環境課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課

被災地における次期民生委員・児童委員の一斉改選に当たっての留意事項について

次期民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の一斉改選については、令和 7 年 12 月 1 日に行うこととしていますが、東日本大震災、令和 6 年能登半島地震及び令和 6 年奥能登豪雨の被災地（以下「被災地」という。）においては、今もなお発災前の居住地を離れて避難生活を余儀なくされている方々がいらっしゃる一方で、応急仮設住宅の供与（民間賃貸住宅の借り上げを含む。以下、同じ。）や災害公営住宅の整備の促進等に伴う転居により、依然として通常の選任事務では対応が困難な場合も想定されます。

つきましては、被災地における民生委員等の選任等に当たって、下記の点にご留意いただくとともに、地域の民生委員協議会ともよくご調整いただき、被災地の実情を踏まえた柔軟な選任事務がなされるよう、ご協力をお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容については、管内市町村及び関係団体へ周知いただけますよう、併せてご協力をお願いいたします。

記

1 民生委員の選任について

(1) 居住要件について

民生委員の選任については、「民生委員・児童委員の選任について」（平成 22 年 2 月 23 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知。以下「選任要領」という。）において、その選任に当たっての具体的な考え方を示している。

居住要件については、選任要領の第 2 「民生委員・児童委員の適格要件」の(2)において、「その地域に居住しており、その地域の実情を十分承知していることに加え、地域の住民が気軽に相談に行けるような者」を選任すべき旨を定めているが、住民票の異動は行わず発災前の居住地を離れて避難生活を送る民生

委員が、引き続き発災前の居住地において民生委員となることを希望することなども想定し得ることから、当面の間、「その地域に居住している」ことを要件としなくても差し支えないので、被災地の実情を踏まえ、柔軟に対応すること。

ただし、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第6条に規定する推薦要件「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」には抵触することのないよう、併せて留意すること。

（2）年齢要件について

年齢要件については、選任要領等において、

- ・ 民生委員については、75歳未満の者を選任するよう努めること
- ・ 主任児童委員については、55歳未満の者を選出するよう努めること

を定めているが、併せて地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能である旨を定めているので、特に被災地においては、民生委員や主任児童委員の選任に当たって、この年齢要件により難しい場合には、年齢要件によらず、人格識見や活動時間の確保可能性等を勘案して、選任することも可能であること。

2 民生委員の担当区域について

法第13条で規定している「担当区域又は事項」（以下「担当区域等」という。）については、管内人口や面積、移動に要する時間や距離を含む地理的条件、世帯数の増減及び世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対する住民視点に立った活動が適切に行われるよう地域の実情を踏まえた区割りとすることが必要であるが、応急仮設住宅の供与、災害公営住宅への転居や発災前の居住地への帰還等が進んでいる現況においては、住民の生活拠点の変化は継続するものと想定される。

次期一斉改選においては、現状の被災者の生活実態に基づき、暫定的に担当区域等を定めた上で、状況の変化に応じ、担当区域等の変更を民生委員協議会において定めることが可能であるので、被災地の実情を踏まえ、柔軟に対応すること。

この際、例えば、発災前の担当区域に基づき設定を行うことや、現状の応急仮設住宅や災害公営住宅等の居住状況に応じた担当区域を設定することも考えられること。

3 民生委員協議会を組織する区域の設定について

法第20条に規定する民生委員協議会を組織する区域の見直しに当たっては、区域が属する民生委員協議会の意見を十分聴取すること。

その際、災害公営住宅への転居等による人口増加や帰還困難区域等の指定の状況など、現状の被災者の生活実態に基づき、必要な見直しを行うことが望ましいが、民生委員活動の継続性や避難住民との関係性にも配慮することが必要であることから、民生委員協議会の意向等を踏まえ、当面の間、発災前の区域を維持することも差し支えないこと。

4 民生委員の定数の設定について

法第4条に規定する民生委員の定数については、「被災者見守り・相談支援事業」等により配置している生活支援相談員や地域のNPO等との連携を考慮するとともに、東日本大震災からの復興の基本指針における第2期復興・創生期間の対応に沿いつつ、地域で必要とされる見守り等の支援体制が総合的に確保されるよう、必要な検討を行った上で、設定すること。

また、定数の設定に当たっては、管内市区町村の意見を聴取した上で、必要な手続を行うとともに、民生委員等の活動実態や活動環境を的確に反映する観点から、併せて、民生委員協議会等当事者の意見を聴取するよう努めること。

5 適切な支援のための連携について

東日本大震災、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の影響により、発災前の居住地を離れ、避難生活を強いられている民生委員については、避難先地域の社会資源等の把握が困難なため、支援に苦慮しているとの意見がある。

このため、避難先の自治体又は民生委員協議会と、避難元の自治体又は民生委員協議会が連携し、こうした民生委員等の活動をバックアップすることが重要であり、こうした対応について、必要な検討を行うこと。

【連絡先】

厚生労働省社会・援護局地域福祉課予算係

電話：03-5253-1111（内線）2857

E-mail：chiiki-yosan@mhlw.go.jp